

北海道子どもかるた大会 合同チームの編成に関する特別規定 (案)

(趣旨)

第1条 この規定は、一般社団法人北海道子ども会育成連合会(以下「道子連」という。)北海道子どもかるた大会(以下「本選」という。)へ、ふたつ以上の市町村の選手により構成されるチーム(以下「合同チーム」という。)を編成して出場する場合に必要な事項を定めるものである。

(理念)

第2条 合同チームは、北海道の伝統文化である百人一首「下の句かるた」の普及及び継承を目指すとともに、競技を通して親睦交流を深めるため、一人でも多くの選手が大会に出場できるよう、選手及び指導者並びに市町村子連等関係者の良心に基づき編成されなければならない。

(主体)

第3条 合同チームを編成する主体となる市町村子連(以下「選手数不足市町村」という。)は、次の各号に掲げる事項を満たしている市町村子連に限る。
①自市町村内の試合出場が可能な選手が2名以下である場合
②自市町村内に大会に出場できるチームが無い場合

(構成方法)

第4条 合同チームは、次の各号のいずれかの構成により編成する。
①ふたつ以上の選手数不足市町村の選手による最大4名の構成
②ひとつの近隣市町村から選手の派遣を受けることによる最大4名の構成
③前号の規定により派遣を受ける選手数が選手数不足市町村の選手数を超える場合は、ひとつの近隣市町村のチームへの合流による構成
2 前項第2号及び第3号における近隣市町村とは、原則として次の各号に掲げる事項を満たしている市町村とする。
①隣接している市町村又は管内の地理的特性に属している市町村
②定期的又は頻繁に合同で練習をしている市町村

(禁止事項)

第5条 合同チームは、次の各号に掲げる事項を主たる目的として編成することを禁止する。
①チーム編成上の都合で控え選手になることができない選手の出場機会とすること
②予選会及び本選で上位入賞をするために選手を選抜すること
③その他、予選会及び本選の趣旨に反する事項を達成しようとする事

(承諾事項)

第6条 合同チームを編成しようとする市町村子連は、次の各号に掲げる者へその承諾を得なければならない。
①編成しようとする合同チームを構成する市町村子連
②編成しようとする合同チームを構成する選手並びにその保護者

(申請)

第7条 合同チームを編成しようとする選手数不足市町村は、次の各号に掲げる事項について、編成しようとする合同チームを構成する選手が所属する市町村子連の長の連名により、予選会への参加申込より前に地区子連協へ申請しなければならない。

- ① 合同チームの編成に係る経緯及び事由
- ② 第4条第1項第1号から第3号に掲げる構成方法のうち選択した構成方法

(可否の決定)

第8条 地区子連協は、前条の申請を受けた場合、地区子連協の会長及び副会長の三役で協議し、合同チームの編成について可否を決定し、その内容を申請者へ通知する。

- 2 承認の有効期間は、承認の日から当該年度の本選の終了までとする。ただし、予選会で敗退した場合には、当該年度の予選会の終了までとする。
- 3 地区子連協は、第3条から前条までに規定する内容に不備や虚偽があることが判明した場合、第1項の承認を取り消すことができる。

(公表)

第9条 地区子連協は、前条の規定により合同チームの編成を承認した場合、合同チームの参加があることを予選会の参加市町村へ公表するものとする。

(本選への出場)

第10条 予選会において、合同チームが本選への出場権を獲得した場合、ひとつの市町村の選手により構成されるチームと同様に、本選へ出場することができる。

(補則)

第11条 この規定に記載のない事項については、次の各号に掲げる規定に基づくほか、必要に応じて地区子連協が別に定める。

- ① 北海道子どもかるた大会地区予選会 開催要項
- ② 北海道子どもかるた大会開催要綱
- ③ 北海道子どもかるた大会競技規定
- ④ 北海道子どもかるた大会実施要領

附則 この規定は、令和〇年4月1日から適用する。